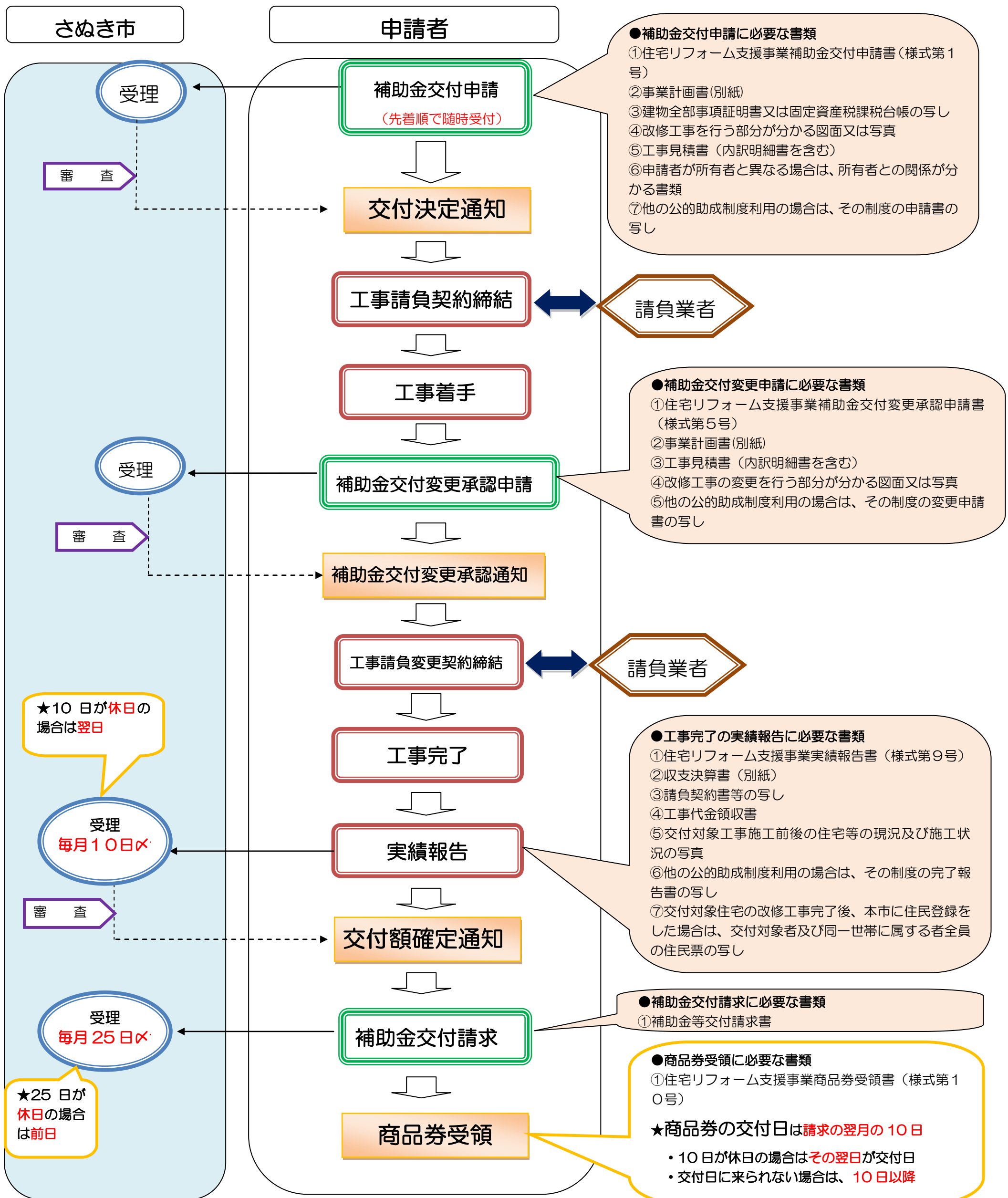


住宅リフォーム支援事業の流れ



●補助金交付申請に必要な書類

- ①住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ②事業計画書(別紙)
- ③建物全部事項証明書又は固定資産税課税台帳の写し
- ④改修工事を行う部分分かる図面又は写真
- ⑤工事見積書(内訳明細書を含む)
- ⑥申請者が所有者と異なる場合は、所有者との関係分かる書類
- ⑦他の公的助成制度利用の場合は、その制度の申請書の写し

●補助金交付変更申請に必要な書類

- ①住宅リフォーム支援事業補助金交付変更承認申請書(様式第5号)
- ②事業計画書(別紙)
- ③工事見積書(内訳明細書を含む)
- ④改修工事の変更を行う部分分かる図面又は写真
- ⑤他の公的助成制度利用の場合は、その制度の変更申請書の写し

●工事完了の実績報告に必要な書類

- ①住宅リフォーム支援事業実績報告書(様式第9号)
- ②収支決算書(別紙)
- ③請負契約書等の写し
- ④工事代金領収書
- ⑤交付対象工事施工前後の住宅等の現況及び施工状況の写真
- ⑥他の公的助成制度利用の場合は、その制度の完了報告書の写し
- ⑦交付対象住宅の改修工事完了後、本市に住民登録をした場合は、交付対象者及び同一世帯に属する者全員の住民票の写し

●補助金交付請求に必要な書類

- ①補助金等交付請求書

●商品券受領に必要な書類

- ①住宅リフォーム支援事業商品券受領書(様式第10号)

★商品券の交付日は請求の翌月の10日

- ・10日が休日の場合はその翌日が交付日
- ・交付日に来られない場合は、10日以降

★10日が休日の場合は翌日

★25日が休日の場合は前日